

令和8年度 川口市学校施設開放事業

詳細部分の確定内容について
令和8年3月2日

川口市教育委員会 教育政策室

使用料の減免の概要について

- ※運動場の夜間照明施設及び体育館の空調施設の使用料を除きます。
- ※構成員個人が支払う会費が1月あたり1万円を超えない団体に限りです。
- ※詳しい手続きは、マニュアル等を参照してください。

免除要件

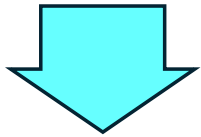
- ① 市立の教育機関または市の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合。
- ② 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会、川口市スポーツ推進委員協議会、川口市学校体育協会及び川口市スポーツ少年団が主催する大会・イベント等。
- ③ 市内の町会・自治会を統合する連合町会が行う運動会・文化祭・盆踊り等。
- ④ PTA等の団体が学校支援活動等を行うためのバザー・文化祭等
- ⑤ 障害者及びその介護者の団体(障害者等の人数が団体の構成員の数の2分の1以上)が、障害者の生涯学習活動や社会参加を推進する活動を実施するために利用する場合。
- ⑥ 市内の中学校部活動の地域展開に係るモデル事業に参加する団体が当該モデル事業の実施のために利用する場合。
- ⑦ 小・中学生が中心となって活動する団体(小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。)のうち、中学校部活動改革の一環である、地域クラブ活動の推進に資する場合、構成員の健康上の安全及びバランスの取れた生活の確保に鑑み、中学校部活動の活動上限時間に準じ、週12時間までの活動。
 - ※ 別紙「活動確認書」の提出が必要。
 - ※ 活動時間が週12時間を超えた場合、以降の金額は減額要件に該当すれば減額(半額)となる。

減額(半額)要件

- ① 埼玉県内の教育機関(市立教育機関を除く。)または埼玉県の行政機関がその目的を遂行するため利用する場合。
- ② 公益財団法人川口市スポーツ協会、川口市レクリエーション協会又は川口市スポーツ少年団に加盟している団体が利用する場合。(例 ○○スポーツ少年団の活動等)
- ③ 公益財団法人埼玉県スポーツ協会(加盟団体を含む。)がその定款に規定する事業を遂行するため利用する場合。
- ④ 市内の町会・自治会が年間事業計画に位置付けた地域振興に資する取組みとして利用する場合。ただし、継続的に行う趣味・実務実技・体育レクリエーション活動等を除く。
- ⑤ 市内に居住する65歳以上の者で構成される団体が、健康の維持・増進のために利用する場合。
- ⑥ 施設の存する学校の近隣に存する幼稚園及び保育園が運動会等の季節催事のために利用する場合。
- ⑦ 小・中学生が中心となって活動する団体が(小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。)、小・中学生の心身の健全な育成のために利用する場合。

使用料の減免の詳細について

Ⅱ 令和8年度(6月以降)の学校施設開放事業の概要 6 使用料の減免のうち、**免除**⑦と**減免**⑦の詳細について



※運動場の夜間照明施設及び体育館の空調施設の使用料を除きます。
※構成員個人が支払う会費が1月あたり1万円を超えない団体に限ります。
※詳しい手続きは、マニュアル等を参照してください。

「川口市学校施設の使用料の減免に関する要綱」

第2条第8号

小・中学生が中心となって活動する団体（小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。）が、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の趣旨に沿った地域クラブ活動又はこれに準ずる活動として利用する場合。ただし、免除する額は、構成員の健康上の安全及びバランスの取れた生活の確保に鑑み、中学校部活動の活動上限時間に準じ、**週12時間(6単位)**の利用に係る額を限度とする。

第3条第8号

前条第8号に掲げるものを除き、小・中学生が中心となって活動する団体が（小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上であって、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学である団体に限る。）、小・中学生の心身の健全な育成のために利用する場合。

例

- 要件に該当する利用団体が「活動確認書」を提出し**週8時間**利用する場合 ⇒ **全額免除(無料)**
- 要件に該当する利用団体が「活動確認書」を提出し**週16時間**利用する場合 ⇒ **週12時間分は免除(無料)**
週4時間分は減額(半額)

お問い合わせが多かったうち、特に注意していただきたい事項について

利用団体は、学校施設の利用にあたり、教育委員会ホームページに掲載する当該事業にかかる条例、規則、要綱、注意事項、マニュアル等を必ず確認の上、記載事項を遵守してください。

なお、**虚偽申請等違反**があった場合には、**団体登録を取り消す**場合がありますので、ご注意ください。

Q1: 制限時間が28時間であることについて、これまでのチームの構成員を分けて2つのチームとすれば、56時間まで利用できるか。

A1: 同一の種目で、同一の施設及び同一の時間帯を利用している場合には、1つのチーム(団体)とみなします。

Q2: 練習試合や合同練習は、同一のチームと見なされるか。

A2: 練習試合や合同練習が利用回数に比して極めて多い場合(2分の1以上)には、同一のチームとみなします。

Q3: 週3時間利用したい場合はどうするのか。

A3: 4時間(2コマ)分の利用申請をしていただくこととなります。

このほか、制度の仕組みについてお問合せのあった事項については、教育委員会ホームページのQ&Aに掲載していきますので、ご確認ください。

お問い合わせについて

令和8年度 学校施設開放事業のお問い合わせについては、教育委員会ホームページに掲載しているお問い合わせフォームをご活用ください。

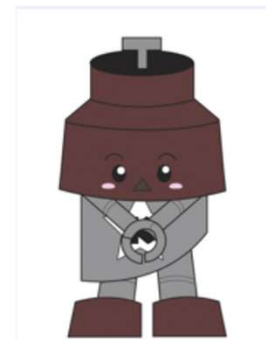
制度に係るお問合せについては、Q&Aとして一覧表に掲載してまいります。

お問い合わせフォーム



川口市教育委員会教育政策室

新しい仕組みの導入に
ご理解・ご協力を
お願い申し上げます。



教育政策室